



## 事務所における防火管理！！

防火管理とは、火災の発生防止と火災の被害を最小限に食止めることを目的として「普段、誰が何をしたらよいか。」「万一火災が発生した場合にどうしたらよいか。」を消防計画にしっかりと定め、火気管理の徹底、消防用設備等の維持管理、火災に備えた消火訓練や避難訓練などを行うことです。



職場の防災会議を  
すすめよう。

建物の所有者や各テナントの社長さんなど（管理権原者）は、消防法により防火管理者を定め防火管理業務を実施させなければなりません。

### 1. 防火管理者について

消防法第8条の規定により、一定基準以上の建物の管理権原者（所有者、管理者、占有者など）は、管理・監督的な地位にある者の中から防火管理の推進責任者である防火管理者を選任し、消防計画を作成させ、消防長または消防署長に届け出なければなりません。防火管理者を選任しなければならない建物は、建物の規模、使用形態により異なります。（表1参照） また、不特定多数人が出入りする防火対象物で収容人員が300人を超える建物の防火管理者は、5年ごとの再講習の受講が必要です。

【表1】防火管理者を選任しなければならない建物

建 物 用 途	建物全体の収容人員	延べ面積	建 物 種 別	必 要 資 格
飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院 など不特定多数の人が出入りする建物	30人以上	300㎡以上	甲種防火対象物	甲種防火管理者
		300㎡未満	乙種防火対象物	甲種または乙種防火管理者
事務所・共同住宅・工場など主に決まった人しか出入りしない建物	50人以上	500㎡以上	甲種防火対象物	甲種防火管理者
		500㎡未満	甲種防火対象物	甲種または乙種防火管理者

※6項口（特別養護老人ホーム等・救護施設・乳児院・認知症高齢者グループホーム）については、収容人員10人以上で甲種防火管理者が必要となります。（平成21年4月1日施行）

### 2. 防火管理者の仕事

防火管理者は、火災発生の防止と被害を最小限に留めることを目的として、「普段、誰が何をしたらよいか」、「万一火災が発生した場合にどうしたらよいか」を消防計画にしっかりと定め、消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練を実施し、また消防用設備等の維持管理を行い、その他防火管理上必要な業務を行うものです。このような観点から防火管理者は、管理的又は監督的な地位にある者から選任される必要があります。

### 3. 消防計画について

多くの人が組織的に関わる防火管理業務を効率よく行うために、各自の任務分担や行動を明確に取り決めし、文書にしたものが消防計画です。消防計画には、表2のような事項を定め消防長、または消防署長に届けなければなりません。

【表2】消防計画を定める事項

1	管理権原者及び防火管理者の業務と権限	7	消防訓練の実施
2	自衛消防組織の編成	8	防災教育
3	火災予防上の自主検査	9	火災等の災害時の自衛消防活動
4	消防用設備等の点検・整備	10	消防機関との連絡
5	避難施設・防火上の構造の維持管理	11	改装など工事中における安全対策
6	収容人員の適正化	12	地震対策

### 4. 消防訓練について

防火管理者は、作成した消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練を定期に実施しなければなりません。特に、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院などの特定用途、または特定用途を含む建物は、年2回以上の訓練実施が義務付けられており、実施の際は事前に日時や訓練内容を消防機関に通報しなければなりません。

### 5. 消防設備等の点検・報告について

建物の関係者は、設置された消火器等の消防設備を定期的に点検し、その結果を消防長及び消防署長に報告しなければなりません。点検・報告の期間は表3のとおりです。

【表3】消防用設備等の点検・報告の期間

建 物 用 途	点 検 股 間		消防長への点検結果報告
	機器点検	総合点検	
飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物（特定用途）	6か月ごと	1年ごと	1年に1回
事務所・共同住宅・工場など、主に決まった人しか出入りしない建物（非特定用途）	6か月ごと	1年ごと	3年に1回